

平成 30 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 石原産業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 田 中 健 一
コード番号 4028 東証第一部
問 合 せ 先 常務執行役員財務本部長 川 添 泰 伸
(TEL. 06-6444-1850)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局へ提出しました平成30年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、お知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成30年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の完全子会社であるISK BIOSCIENCES EUROPE N.V.(以下「IBE」という。)を通じて発行済株式総数の28%を間接保有する当社の持分法適用関連会社である、BELCHIM CROP PROTECTION N.V.(以下「BCP」といいます。)において、売上計上の操作等の不適切な会計処理が行われていた疑義が判明しました。その実態調査のため、平成30年3月9日に社内調査委員会を設置し、専門的かつ客観的な視点から事実関係の正確な把握及び再発防止策の検討等に鋭意取り組んできました。

この結果、平成30年6月2日に社内調査委員会より調査報告書が当社取締役会に提出され、売上の前倒計上、及び売上の架空計上等の不適切な会計処理があったことが明らかになりました。これにより当社は、当該不適切会計の決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、第90期から第94期の有価証券報告書、及び第93期から第95期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、BCPにおいて、経営者自らによる内部統制の無視や取締役会の監督不足があったこと、IBE及び当社において、持分法適用関連会社としての統制の限界がある中で、財務諸表及び当社事業に及ぼす影響度の重要性を考慮したBCP報告数値の検証体制を整備できなかったことなどの不備があり、結果として内部統制が機能しなかったことによるものです。

以上のことから、BCPの全社的な内部統制と、IBEの全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の一部及び、IBE及び当社の関連会社に対する情報確認等のモニタリング体制に関する全社的な内部統制の一部に開示すべき重要な不備があったため、不適切な会計処理が行われ、かつその発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度末日までに是正できなかった理由は、当該不備が事業年度末日後に事実確定したためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、社内調査委員会報告書で指摘された問題点及び再発防止策の提言を踏まえ、以下の通り、BCP が検討中の「(1) BCP における再発防止策」について、BCP に対してその実施を促していき、「(2)当社及び IBE における再発防止策」を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

(1) BCP における再発防止策

- ①CEO、CFO の交代(実施済み)
- ②取締役会の監督機能の強化
- ③内部統制の強化
- ④会計監査人の変更

(2)当社及び IBE における再発防止策

- ①BCP の位置付けの再確認(実施済み)
- ②BCP による再発防止策の実施状況の継続的な確認・検証
- ③BCP に対する管理の改善
 - (a) BCP から受領する情報の精緻化
 - (b) BCP に対する監査及び当社製品の在庫情報の検証(在庫証明・実地棚卸)
- ④当社のグループ管理体制の改善
 - (a) 主管部門と管理部門の役割分担の再確認と徹底
 - (b) 当社と IBE との間の連携強化及び当社による内部監査の実施

4. 連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて平成 30 年3月期の有価証券報告書に反映させており、当該連結財務諸表に与える影響はありません。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上